

「草津市の良い環境保全条例」 自然環境保全地区・保護樹木の項目抜粋

保全地区の指定等

第12条 市長は、次の各号の一に該当するもののうち、自然環境の保全等を図るため特に必要があると認める地区を自然環境保全地区（以下「保全地区」という。）として指定することができる。

- (1) 森林、草生地、丘陵地、池沼、河川等が所在する地域のうち、良好な自然状態を維持している地域であつてその保全を図ることが必要な地区
- (2) 動物の生息地または植物の生育地であつて、これらの保護または繁殖を図ることが必要な地区

2 市長は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ草津市環境審議会の意見を聞かなければならない。

3 市長は、保全地区を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による告示があつたときは、当該地区に係る住民および土地の所有者等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。

5 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたときまたは当該保全地区の指定に関し広く意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

6 市長は、保全地区を指定するときは、規則で定めるところにより、その旨およびその区域を告示しなければならない。

7 保全地区の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

8 第2項から前項までの規定は、保全地区の指定の解除および区域の変更について準用する。

保護樹木の指定

第18条 市長は、良好な環境を確保するため、保護すべき樹木を保護樹木として指定することができる。

2 第12条第2項から第8項までおよび第13条の規定は、前項に準用する。

保護樹木に係る行為の制限

第19条 何人も、保護樹木を損傷し、その保護に影響を及ぼす行為をしてはならない。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、第16条第2号および第4号に掲げる行為については、適用しない。

3 第1項ただし書きの許可には、保護樹木を保護するための必要な限度において条件を付することができる。

4 第15条の規定は第1項に準用する。この場合において、「前条の規定」は「第14条の規定」に読み替えるものとする。

「草津市の良い環境保全条例施行規則」 自然環境保全地区・保護樹木の項目抜粋

保全地区の指定基準

第3条 条例第12条第1項第1号の規定による保全地区の指定基準は、土地の面積が原則として3,000平方メートル以上のもので、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 樹林の状態がすぐれていること。
- (2) すぐれた植生が所在していること。
- (3) 池沼または河川を有し、自然環境がすぐれていること。

2 条例第12条第1項第2号の規定による保全地区の指定基準は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 代表的な動物の群棲地または植物群落の生育地
- (2) 貴重な動物の生息地または植物の生息地
- (3) 著しく減少しつつある動物の生息地または植物の生育地

保護樹木の指定基準

第15条 条例第18条の規定による保護樹木は、健全であり、かつ、学術的または歴史的に意義がある樹木であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に保護の必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 地上から1.2メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。
- (2) 地上からの高さが15メートル以上であること。
- (3) 株立ちした樹木で高さが3メートル以上であること。
- (4) はん登性樹木で枝葉の面積が30平方メートル以上であること。

監修：滋賀県立大学名誉教授 小林圭介

草津市 環境政策課

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号
TEL.077-561-2341 FAX.077-561-2479
E-mail:kankyo@city.kusatsu.lg.jp

令和元年8月 作成

自然環境保全地区 保護樹木



〈天神社(木川町)自然環境保全地区〉

草津市

自然環境保全地区と 保護樹木のマップ

※8下物町・観音堂のクロマツ
松くい虫の影響により枯死
令和2年4月24日指定解除



琵琶湖

守山市

栗東市

大津市

1~17 自然環境保全地区
1~11 保護樹木



保護樹木

保護樹木の指定制度は、良好な環境を確保するため、市内にある樹木で、健全で学術的または歴史的に意義ある一定の基準を満たすものについて『保護樹木』として指定し、次世代へ残していこうとするものです。

※**8**下物町・観音堂のクロマツ
松くい虫の影響により枯死
令和2年4月24日指定解除

1

青地町・志津小学校のクスノキ(3本)

種名	科名	樹高	幹周	推定樹齢
①クスノキ	クスノキ	24m	377cm	190年
②クスノキ	クスノキ	20m	355cm	180年
③クスノキ	クスノキ	20m	311cm	150年

○樹木の概要
(指定日 H17.3.1)
志津小学校の校門前の道路沿いに並んでいるクスノキ3本が保護樹木である。これらクスノキは、かつて旧青地城の堀の周囲を固めるために植えられたとされている。クスノキからは樟脳がとれ、腐りにくいため仏像や器具の材とされてきた。

2

西矢倉一丁目・湖南農業高校のクスノキ(17本)

種名	科名	樹高	幹周	推定樹齢
クスノキ	クスノキ	平均18m 最大23m	平均249cm 最大366cm	50～110年

○樹木の概要
(指定日 H17.3.1)
湖南農業高校のグラウンドと農場をへだてる川沿いに植えられた17本のクスノキの並木が保護樹木である。これらクスノキは、自然に近い環境のもとで生長したため、平均樹高が18mにも達しており、市街地の並木としては圧巻である。

3

大路二丁目・小汐井神社のムクノキ

種名	科名	樹高	幹周	推定樹齢
ムクノキ	ニレ	16m	285cm	510年(伝承)

(指定日 H17.3.1)

○樹木の概要
地上3m付近で合体している東側の細いクロガネモチと西側の太いムクノキのうち、ムクノキが保護樹木である。現在クロガネモチは枯死してしまったが、クロガネモチの赤い実とムクノキの黒い実が陰陽の男女の木として尊ばれ、当神社の御霊験である安産、縁結びの御霊木とされていた。
※クロガネモチはH22.9.1に指定解除

4

渋川二丁目・伊砂砂神社のモッコク

種名	科名	樹高	幹周	推定樹齢
モッコク	ツバキ	10m	192cm	160年

(指定日 H17.3.1)

○樹木の概要
このモッコクは、当神社の御神木となっている。モッコクは、本来海岸地域に生育する樹木であるが、内陸部にあつてこのような大径木にまで生長するのは珍しい。昔は樹皮から茶褐色の染料をとったり、燃料の薪炭材としていた。

5

野路町・稲荷神社のクロガネモチ(3本)

種名	科名	樹高	幹周	推定樹齢
①クロガネモチ	モチノキ	11m	215cm	130年
①クロガネモチ	モチノキ	14m	270(173+97)cm	130年
①クロガネモチ	モチノキ	11m	135cm	90年

(指定日 H17.3.1)

○樹木の概要
境内に生育する3本のクロガネモチが保護樹木で、そのうちの2本は幹周が2mを超える大径木である。クロガネモチは雌雄異株で、雌株には小さな球形の果実をつけ、熟すと赤くなり、秋空に赤と葉の緑のコントラストは美しい。

6

野路五丁目・旧東海道筋のアベマキ、エノキ

種名	科名	樹高	幹周	推定樹齢
アベマキ	ブナ	12m	275cm	160年
エノキ	ニレ	8m	294cm	110年

(指定日 H17.3.1)

○樹木の概要
アベマキとエノキの2本が保護樹木である。アベマキは里山を構成する代表的な樹木で、いわばこの地域の原風景を今日に伝えている。エノキは、かつて旧街道沿いの一里塚にランドマークとして植えられた樹木の代表である。

7

下寺町・天満宮のケヤキ

種名	科名	樹高	幹周	推定樹齢
ケヤキ	ニレ	23m	456cm	130年

(指定日 H17.3.1)

○樹木の概要
このケヤキは遠くからでも確認でき、地域のランドマーク的な存在となっている。ケヤキとは目立つ木の意味で、材は今でも重要な建築材であるが、そのほか器具や家具、土木、彫刻など多方面に利用されている。

8

下物町・観音堂のクロマツ

種名	科名	樹高	幹周	推定樹齢
クロマツ	マツ	13m	425cm	210年(伝承)

(指定日 H17.3.1)

○樹木の概要
このクロマツは、下物観音堂の敷地に景勝や防風の目的で植えられたものと考えられる。クロマツは海岸地方に広く分布する樹木であるが、琵琶湖岸が海岸とよく似た気候や立地条件となっているために、湖岸には多く植栽されている。

17

大宮若松神社自然環境保全地区

所在地	指定面積	指定日
南山田町	8,796㎡	H31.4.1

○自然環境保全地区の概要
樹林地は、コジイ優占のコジイ林と、ナラガシワ、エノキ、カスミザクラなどの落葉広葉樹が混生したヒノキ・スギ植林で占められている。また、林床には希少種のカラタチバナも生育している。

9

下寺町・天神社のクスノキ

種名	科名	樹高	幹周	推定樹齢
クスノキ	クスノキ	23m	456cm	200年

(指定日 H21.3.1)

○樹木の概要
地上5m付近から枝をだしはじめ、全体の枝張りも顕著で、こんもりとしたクスノキ特有の自然樹形を形成している。鎮守の森における存在感とランドマーク性、また市内最大級の大木であることから、地域の象徴的な存在である。

10

矢橋町・「矢橋の帰帆」のイチョウ

種名	科名	樹高	幹周	推定樹齢
イチョウ	イチョウ	17m	365cm	260年

(指定日 H21.3.1)

○樹木の概要
このイチョウは市内最大で、太い枝の基部から気根(俗に乳という)が下がっている。幹に水分が多く火熱によく耐えることから、近江八景のひとつである「矢橋の帰帆」のこの地に、港の蔵宿や旅宿の防火を目的に植えられたと伝えられている。

11

志那町・志那神社参道のクロマツ(6本)

種名	科名	樹高	幹周	推定樹齢
クロマツ	マツ	平均14m 最大16m	平均211cm 最大231cm	平均60年 最大80年

(指定日 H21.3.1)

○樹木の概要
本殿前の延長約108mの参道は、自然樹形が保たれているクロマツを主体とした松並木となっている。保護樹木は、この松並木のなかの、指定基準に該当するクロマツ6本である。潮風に強いので江戸時代から各地の海岸に防風林として植えられた。
※クロマツ(1本)は枯死したためH24.12.11に指定解除

自然環境保全地区

自然環境保全地区の指定制度は「草津市の良好な環境保全条例」に基づき、残された自然環境を少しでも多く保全し次世代に継承すべく、良好な自然状況を残している地域を『自然環境保全地区』として指定するものです。

1 立木神社自然環境保全地区

所在地	指定面積	指定日
草津4丁目	10,197 m ²	S61.8.7

○自然環境保全地区の概要
高木層にクスノキが優占する自然度の高い常緑広葉樹林である。境内には大径木のウラジロガシ、クロガネモチ、クロマツなどが生育している。



2 小槻神社自然環境保全地区

所在地	指定面積	指定日
青地町	16,946 m ²	S61.8.7

○自然環境保全地区の概要
ヒノキの混生したコジイ林で丘陵地に発達しているため、鳥類や昆虫類の種類も豊富で、人為の及ぶ平野部のコジイ林に比べて良好な自然環境を形成している。



3 熊野神社自然環境保全地区

所在地	指定面積	指定日
平井3丁目	8,000 m ²	S62.8.18

○自然環境保全地区の概要
常緑広葉樹のコジイ林にスギとヒノキが混生した、住宅地の中の数少ない自然度の高い針広混交樹林である。鳥類・昆虫類も多く種類が生息している。



4 印岐志呂神社自然環境保全地区

所在地	指定面積	指定日
片岡町	7,041 m ²	S63.7.8

○自然環境保全地区の概要
ヒノキやクロマツの植林に、常緑広葉樹のスタジイ、オガタマなどが生育する樹林である。樹林全体が北部田園地帯のランドマーク的な存在となっている。



5 芦浦観音寺自然環境保全地区

所在地	指定面積	指定日
芦浦町	11,000 m ²	S63.7.8

○自然環境保全地区の概要
ケヤキやムクノキの優占する自然度の高い落葉広葉樹林で、市内の平野部では珍しい。樹林全体が歴史的・文化的遺産の館跡と一体となって良好な自然環境を形成している。



6 天神社(川原)自然環境保全地区

所在地	指定面積	指定日
川原4丁目	7,248 m ²	H4.4.20

○自然環境保全地区の概要
高木層には、スギ・ヒノキ植林が、亜高木層にはマダケ・モウソウチク林が繁茂している人工林である。社殿横には市内では珍しいナギの古木が生育している。



7 老杉神社自然環境保全地区

所在地	指定面積	指定日
下笠町	12,660 m ²	H4.4.20

○自然環境保全地区の概要
大部分はマダケ・モウソウチク林で占められ、社殿周辺にはサカキの混生するヒノキ植林が発達している。境内にはイヌマキの古木も見られる。



8 天神社(木川町)自然環境保全地区

所在地	指定面積	指定日
木川町	5,946 m ²	H4.4.20

○自然環境保全地区の概要
ヒノキ植林やマダケ・モウソウチク林、クスノキ、クロガネモチ、サカキなどの常緑広葉樹とヒノキの混交林など、多様な樹林が発達している。



9 山田正八幡宮自然環境保全地区

所在地	指定面積	指定日
北山田町	5,934 m ²	H4.4.20

○自然環境保全地区の概要
コジイ優占の常緑広葉樹林とヒノキ植林が生育している。コジイ林はコジイの大径木も多く、環境省の特定植物群落に選定されている貴重群落である。



10 治田神社自然環境保全地区

所在地	指定面積	指定日
南笠町	6,631 m ²	H4.4.20

○自然環境保全地区の概要
社叢林の大部分はヒノキ優占の植林となっているが、部分的にヒノキ植林に常緑広葉樹のクスノキ、サカキなどが高い被度で混生する樹林も見られる。



11 新宮神社自然環境保全地区

所在地	指定面積	指定日
野路6丁目	5,770 m ²	H6.4.15

○自然環境保全地区の概要
この社叢林はアカマツを交えたヒノキ植林によって占められているが、境内の一部には小面積のマダケ・モウソウチク林も生育している。



12 若宮八幡神社自然環境保全地区

所在地	指定面積	指定日
西矢倉3丁目	4,616 m ²	H6.4.15

○自然環境保全地区の概要
典型的なコジイ林でヤブツバキ、アラカシ、サカキなどの常緑広葉樹が多く生育している。林内には幹周200cm以上のコジイが7本も見られる。



13 八幡神社(追分)自然環境保全地区

所在地	指定面積	指定日
追分5丁目	4,160 m ²	H6.4.15

○自然環境保全地区の概要
社殿周辺にはヒノキとアカマツの混生した針葉樹林が発達している。本来は山地の森林に生息するコゲラなどの森林性の鳥類も確認されている。



14 八幡宮神社(馬場町)自然環境保全地区

所在地	指定面積	指定日
馬場町	5,751 m ²	H6.4.15

○自然環境保全地区の概要
高木層にヒノキが優占し、亜高木層には常緑広葉樹が顕著な生育をしている植林である。尾根部近くではヒノキとアカマツが混生した植林となっている。



15 十二将神社自然環境保全地区

所在地	指定面積	指定日
山寺町	13,408 m ²	H6.4.15

○自然環境保全地区の概要
大部分がヒノキ優占の植林で、林内には樹高が20m以上にも及ぶヒノキが見られる。尾根部ではヒノキ植林にアカマツの混生した針葉樹林となっている。



16 鞭崎神社自然環境保全地区

所在地	指定面積	指定日
矢橋町	7,143 m ²	H24.3.1

○自然環境保全地区の概要
主にコジイ、ケヤキ、クスノキ、ヒノキが部分的に優占する混交林である。また、滋賀県内でも珍しいナナミノキの大径樹が生育している。

